

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 3

議案 番号	件名	備考
70	農業委員会委員の任命について	
71	農業委員会委員の任命について	
72	農業委員会委員の任命について	
73	農業委員会委員の任命について	
74	農業委員会委員の任命について	
75	農業委員会委員の任命について	
76	農業委員会委員の任命について	
77	農業委員会委員の任命について	
78	農業委員会委員の任命について	
79	農業委員会委員の任命について	
80	農業委員会委員の任命について	
81	農業委員会委員の任命について	
82	農業委員会委員の任命について	
83	農業委員会委員の任命について	
84	農業委員会委員の任命について	
85	農業委員会委員の任命について	
86	農業委員会委員の任命について	
87	農業委員会委員の任命について	
88	農業委員会委員の任命について	

議案第70号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町下手

氏 名 田 島 洋 輝
た しま ひろ き

生年月日 昭和29年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年4月30日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和52年 3月	西南学院大学文学部英文学科卒業
昭和52年 4月	宮崎県立延岡東高等学校教諭
昭和57年 4月	} 宮崎県立都城商業高等学校教諭
昭和60年 3月	
昭和60年 4月	鹿児島県立川内商工高等学校教諭
平成元年 4月	鹿児島県立喜界高等学校教諭
平成8年 4月	鹿児島県立鹿児島中央高等学校教諭
平成16年 4月	新設高校（宮之城地域）開校準備室勤務
平成17年 4月	鹿児島県立薩摩中央高等学校教諭
平成19年 4月	鹿児島県立（新設）種子島高等学校教頭
平成22年 4月	鹿児島県立種子島高等学校校長
平成24年 4月	} 鹿児島県立川内高等学校校長
平成27年 3月	
平成27年 4月	} 薩摩川内市教育委員会社会教育課青少年教育指導員
平成28年 3月	
平成27年 4月	} 鹿児島県立加治木高等学校教科指導員
平成28年 4月	
平成27年10月	保護司（現在に至る。）
平成28年 3月	} 法務省鹿児島刑務所篤志面接委員
令和6年 9月	
平成28年 4月	} 近畿大学産業理工学部非常勤講師
令和5年 3月	
平成28年 4月	} 薩摩川内市祁答院中学校区学校運営協議会委員
令和7年 3月	

平成28年4月	}	鹿児島県立鹿児島養護学校高等部教科指導員
平成30年3月		
平成30年4月	}	鹿児島県立鹿児島特別支援学校高等部教科指導員
令和2年3月		
平成30年6月	}	薩摩川内市社会教育委員
令和2年5月		
平成30年6月	}	薩摩川内市公民館運営審議会委員
令和2年5月		
令和3年4月	}	薩摩川内市大村地区コミュニティ協議会副会長
令和4年3月		
令和3年4月	}	馬頃尾自治会会長
令和4年3月		
令和4年6月	}	薩摩川内市社会教育委員
令和6年5月		
令和4年6月	}	薩摩川内市公民館運営審議会委員
令和6年5月		
令和4年12月		民生委員・児童委員（現在に至る。）
令和5年7月		薩摩川内市人権擁護委員（現在に至る。）

議案第 7 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市入来町浦之名

氏 名 とよ た たか ゆき
豊 田 孝 之

生年月日 昭和 5 4 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 3 0 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

平成7年4月	鹿児島県立宮之城農業高等学校生物生産科中退
平成12年8月	} 有限会社中之原製茶取締役
平成29年7月	
平成13年1月	認定農業者（現在に至る。）
平成29年7月	有限会社中之原製茶代表取締役（現在に至る。）
令和4年5月	北さつま農業協同組合理事（現在に至る。）
令和5年5月	薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員 (現在に至る。)
令和7年4月	薩摩川内市消防団東部大隊入来方面隊大馬越分団分団長 (現在に至る。)

議案第 72 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市隈之城町

氏 名 なが 永 とめ 留 さと 智 し 史

生年月日 昭和 62 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

平成19年 3月	鹿児島県立吹上高等技術専門校機械整備科卒業
平成19年 4月	} 小城機工株式会社勤務
平成20年 5月	
平成20年 8月	} 川内重機レンタル株式会社勤務
平成23年 11月	
平成24年 3月	} 三光クボタ建機株式会社勤務
平成30年 9月	
平成30年 9月	就農（現在に至る。）
令和 2年 3月	認定農業者（現在に至る。）
令和 2年 5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）

議案第73号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町下手

氏 名 いわ なが ふみ こ
岩 永 文 子

生年月日 昭和50年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年4月30日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

平成9年3月	日本大学芸術学部演劇学科中退
平成14年11月	} ギャラリー遊勤務
平成15年6月	
平成15年7月	} 株式会社ケイ・ビー・シー映像勤務
平成24年11月	
平成27年4月	} 株式会社京都放送勤務
令和2年10月	
令和3年4月	} 公益社団法人薩摩川内市農業公社研修生
令和4年3月	
令和4年6月	株式会社うしとペロ代表取締役（現在に至る。）

議案第 74 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市東郷町斧渕

氏 名 しん や じゅん こ
新 屋 純 子

生年月日 昭和 23 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和43年 3月		鹿児島女子短期大学家政科卒業
昭和43年 4月	}	東郷町立南瀬小学校養護教諭
昭和49年 3月		
昭和49年 4月	}	上甕村立平良小学校養護教諭
昭和53年 3月		
昭和53年 4月	}	里村立里小学校養護教諭
昭和57年 3月		
昭和57年 4月	}	鶴田町立鶴田小学校養護教諭
平成2年 3月		
平成2年 4月	}	樋脇町立樋脇小学校養護教諭
平成9年 3月		
平成9年 4月	}	東町立田尻小学校養護教諭
平成16年 3月		
平成16年 4月	}	大口市立山野中学校養護教諭
平成20年 3月		
平成20年 4月		就農（現在に至る。）
平成26年 5月		薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）

議案第75号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市湯島町

氏 名 やく し じ こ
薬 師 寺 し げ 子

生年月日 昭和27年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年4月30日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和46年 3 月	出水市立出水商業高等学校商業科卒業
昭和46年 4 月	} 鹿児島積水化学株式会社勤務
昭和50年 1 月	
昭和50年 3 月	就農（現在に至る。）
平成18年 1 1 月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
平成27年 4 月	薩摩川内市農林水産政策審議会委員（現在に至る。）
平成28年 1 2 月	} 認定農業者
令和 3 年 1 2 月	
平成30年 9 月	鹿児島県農業委員会女性委員の会理事（現在に至る。）
令和 2 年 5 月	薩摩川内市女性活躍推進協議会委員（現在に至る。）

議案第76号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市樋脇町塔之原

氏 名 こ ぼ ゆう じ ろう
木 場 祐 二 郎

生年月日 昭和39年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年4月30日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和61年3月	明治大学文学部卒業
昭和62年4月	} 南九州開発株式会社グリーンヒルカントリークラブ勤務
平成22年9月	
平成22年10月	} 株式会社焼酎蔵ファーム勤務
平成24年10月	
平成24年11月	} 株式会社焼酎蔵ファーム取締役兼副支配人
平成30年12月	
平成28年9月	認定農業者（現在に至る。）
平成31年1月	就農（現在に至る。）
令和2年4月	} 木場自治会会長
令和4年3月	
令和2年5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
令和3年4月	薩摩川内市加工用米研究会会長（現在に至る。）
令和7年4月	木場自治会会長（現在に至る。）

議案第 77 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町上手

氏 名 にし ゆう いち ろう
西 裕 一 郎

生年月日 昭和 42 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和62年 3月 鹿児島県立農業大学校畜産第一学部卒業

昭和62年 9月
平成29年 1月 } 北さつま農業協同組合勤務

平成26年12月 認定農業者（現在に至る。）

平成29年 3月
令和 4年 3月 } 株式会社高崎畜産勤務

平成29年 5月 北さつま農業協同組合理事（現在に至る。）

令和 2年 5月 薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）

議案第 78 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市尾白江町

氏 名 小 城 義 己

生年月日 昭和 46 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

平成6年3月	鹿兒島大学農学部園芸学科卒業
平成7年10月	} 鹿兒島中央農業協同組合営農指導員
平成13年1月	
平成13年2月	} 就農
平成31年4月	
平成23年3月	} 認定農業者
令和7年3月	
平成29年5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
令和元年5月	} 株式会社薩摩きらら農園倶楽部取締役
令和7年8月	
令和6年10月	吉永農園勤務（現在に至る。）

議案第79号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町上手

氏 名 べつ 別 ぶ 府 しょう 生 じ 次

生年月日 昭和32年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年4月30日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和52年 3月	}	祁答院町立大村高等学校農業科卒業
昭和51年 4月	}	鹿児島県高等営農研修所肉用牛研修生
昭和52年 3月		
昭和52年 4月		就農（現在に至る。）
平成6年 7月	}	祁答院町農業委員会委員
平成16年10月		
平成7年12月		認定農業者（現在に至る。）
平成16年10月	}	薩摩川内市農業委員会委員
平成23年 4月		
平成23年 5月	}	薩摩川内市農業委員会会長代理
令和2年 4月		
平成29年 5月	}	薩摩川内市土地開発公社理事
令和2年 4月		
令和2年 5月		薩摩川内市農業委員会会長（現在に至る。）
令和3年 6月		公益社団法人薩摩川内市農業公社理事（現在に至る。）
令和3年 7月		薩摩川内市農林水産政策審議会委員（現在に至る。）
令和4年 4月		薩摩川内市消防団東部大隊祁答院方面隊隊長（現在に至る。）

議案第 80 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市小倉町

氏 名 おと す のり ふみ
乙 須 紀 文

生年月日 昭和 24 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和43年 3月	鹿児島県立市来農芸高等学校畜産科卒業
昭和44年 3月	} 京セラ株式会社鹿児島川内工場勤務
平成22年 3月	
平成13年 6月	} 川内市議会議員
平成16年10月	
平成16年11月	} 薩摩川内市議会議員
平成20年11月	
平成22年 4月	} 川底公民館館長
平成26年 3月	
平成22年 4月	就農（現在に至る。）
平成22年 6月	水引保育園理事（現在に至る。）
平成25年 4月	草道地区資源保全組合監事（現在に至る。）
平成30年 9月	} 認定農業者
令和 4年 5月	
令和 2年 5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）

議案第 8 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市東郷町斧淵

氏 名 小 この園 みつ光 お男

生年月日 昭和 3 5 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 3 0 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和53年 3月	鹿児島県立東郷高等学校農業科卒業
昭和53年 4月	} 日産自動車株式会社追浜工場勤務
昭和58年 12月	
昭和59年 1月	就農（現在に至る。）
平成13年 4月	中山間地域直接支払笹野集落協定代表（現在に至る。）
平成14年 2月	認定農業者（現在に至る。）
平成22年 2月	指導林業士（現在に至る。）
平成23年 4月	} 東郷地区認定農業者会副会長
平成26年 3月	
平成26年 4月	} 薩摩川内市認定農業者会会長
平成27年 3月	
平成29年 5月	} 薩摩川内市農業委員会委員
令和 2年 4月	
令和 2年 5月	薩摩川内市農業委員会会長代理（現在に至る。）

議案第 82 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市樋脇町塔之原

氏 名 やま じ かず ひろ
山 路 一 浩

生年月日 昭和 39 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和60年 3月	東京農業大学農学部畜産学科中退
昭和60年 4月	} 株式会社マツダオート広島勤務
平成6年 4月	
平成6年 4月	} 株式会社南九州三菱ふそう勤務
平成16年 4月	
平成16年 4月	就農（現在に至る。）
平成18年 12月	} 認定農業者
令和6年 6月	
令和元年 4月	} 向田代自治会会長
令和3年 3月	
令和2年 5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
令和6年 6月	祁答院ゴルフ倶楽部勤務（現在に至る。）

議案第 83 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市里町里

氏 名 いそ みち ひろ かず
磯 道 博 和

生年月日 昭和 29 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（委員の任命）

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第 10 条 委員の任期は、3 年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和 45 年 3 月	里村立里中学校卒業
昭和 45 年 4 月	} 株式会社上村真珠勤務
平成 6 年 2 月	
平成 2 年 7 月	} 里村農業委員会委員
平成 16 年 10 月	
平成 6 年 3 月	} 株式会社村岡建設勤務
平成 11 年 12 月	
平成 12 年 1 月	} 株式会社稲穂工業勤務
平成 15 年 7 月	
平成 15 年 8 月	} 水建システム有限会社勤務兼農業
平成 20 年 12 月	
平成 16 年 10 月	} 薩摩川内市甌農業委員会委員
平成 23 年 4 月	
平成 21 年 1 月	就農（現在に至る。）
平成 21 年 2 月	} 薩摩川内市農政企画審議会委員
平成 27 年 1 月	
平成 21 年 12 月	} 認定農業者
令和 6 年 8 月	
平成 23 年 5 月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
平成 24 年 4 月	} 薩摩川内市消防団上甌大隊上甌方面隊里分団分団長
平成 30 年 3 月	
平成 27 年 10 月	} 甌はひとつ推進会議委員
平成 28 年 9 月	

議案第 84 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市五代町

氏 名 し も まさ のり
下 茂 正 憲

生年月日 昭和 27 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和46年3月	鹿児島県立東郷高等学校果樹園芸科卒業
昭和46年4月	} 就農
昭和48年9月	
昭和48年10月	} 川内ヤクルト販売株式会社勤務兼農業
平成4年7月	
平成4年8月	就農（現在に至る。）
平成7年2月	} 認定農業者
令和6年8月	
平成18年4月	} 久留巢自治会会長
平成19年3月	
平成22年4月	} 薩摩川内市認定農業者会会長
平成23年3月	
平成23年5月	} 薩摩川内市農業委員会委員
令和2年4月	
平成24年4月	} 川内地区認定農業者会会長
平成25年3月	
平成30年11月	} 薩摩川内市立地適正化計画策定委員会理事
令和2年3月	
令和元年7月	薩摩川内市都市計画審議会委員（現在に至る。）
令和2年5月	薩摩川内市農業委員会会長代理（現在に至る。）
令和2年12月	薩摩川内市土地開発公社理事（現在に至る。）

議案第 85 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市祁答院町黒木

氏 名 まがり たか ゆき
田 孝 行

生年月日 昭和 46 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

平成元年3月 鹿児島県立宮之城農業高等学校農業工学科卒業

平成元年4月
平成20年12月 } アサダメッシュ株式会社勤務

平成21年1月
平成28年3月 } 株式会社NBCメタルメッシュ勤務

平成28年4月 就農（現在に至る。）

平成30年6月 認定農業者（現在に至る。）

議案第 86 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市入来町浦之名

氏 名 かじ はら たく じ
梶 原 拓 二

生年月日 昭和 41 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和60年 3月	鹿児島県立川内商工高等学校機械科卒業
昭和60年 4月	有限会社梶原農場取締役（現在に至る。）
昭和60年 4月	就農（現在に至る。）
平成12年 4月	} 入来町農業委員会委員
平成16年 10月	
平成27年 5月	} 薩摩川内市農業委員会委員
平成29年 4月	
平成29年 7月	} 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員
令和 2年 4月	
令和 2年 5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）
令和 3年 4月	神岡自治会会長（現在に至る。）
令和 3年 4月	薩摩川内市男女共同参画審議会委員（現在に至る。）

議案第 87 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市高江町

氏 名 あり ま やす お
有 馬 康 夫

生年月日 昭和 26 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和45年 3月	鹿児島県立川内商工高等学校工芸科卒業
昭和45年 4月	就農（現在に至る。）
昭和46年 5月	川内市消防本部雇員（条件付）
昭和48年 4月	川内市消防吏員
昭和56年 4月	川内地区消防組合消防吏員
平成10年 4月	川内地区消防組合消防本部警防課第二通信指令係長
平成13年 4月	川内地区消防組合消防本部予防課危険物係長
平成15年 4月	川内地区消防組合東部消防署副署長
平成16年10月	薩摩川内市消防局消防吏員
平成19年 4月	薩摩川内市東部消防署祁答院分署長
平成21年 4月	} 薩摩川内市中央消防署長
平成24年 3月	
平成24年 7月	} 薩摩川内市衛生自治団体連合会事務局長
平成29年 3月	
平成28年 4月	薩摩川内市猟友会会長（現在に至る。）
平成29年 7月	} 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員
令和5年 4月	
平成30年 4月	高江地区資源保全組合理事（現在に至る。）
令和3年 4月	} 薩摩川内市土地改良区監事
令和5年 4月	
令和5年 4月	薩摩川内市土地改良区会計担当理事（現在に至る。）
令和5年 5月	薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）

議案第 88 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、本市の農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市中福良町

氏 名 なか はら りょう じ
中 原 良 治

生年月日 昭和 29 年

提 案 理 由

本市農業委員会委員の任期が本年 4 月 30 日満了することとなるので、新たに委員を任命したいが、これについては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

2・3 略

参 考

本人の略歴

昭和52年 3月 福岡大学経済学部経済学科卒業

昭和52年 4月
平成4年 4月 } 株式会社大和勤務

平成4年 6月
平成7年 4月 } 株式会社春園組勤務

平成7年 5月 就農（現在に至る。）

平成20年 4月
平成23年 3月 } 中福良上自治会会長

令和3年 6月 鹿児島県農業共済組合理事（現在に至る。）

令和5年 5月 薩摩川内市農業委員会委員（現在に至る。）